

公立小松大学学則

平成30年4月1日

規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第9条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第10条～第12条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第13条・第14条）
- 第5章 入学（第15条～第23条）
- 第6章 教育課程等（第24条～第30条）
- 第7章 休学、転学、留学、退学等（第31条～第36条）
- 第8章 卒業及び学位（第37条・第38条）
- 第9章 賞罰（第39条・第40条）
- 第10章 授業料等（第41条）
- 第11章 研究生、科目等履修生、聴講生等（第42条～第47条）
- 第12章 受託研究及び共同研究（第48条）
- 第13章 公開講座（第49条）
- 第14章 学生寮（第50条）
- 第15章 雜則（第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 公立小松大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、地域と世界で活躍する人間性豊かなグローバル人材を育成するとともに、地域との共創による教育研究を通じ、地域への貢献と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項に規定する点検及び評価の項目並びに実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び定員)

第3条 本学に次の学部を置く。

- (1) 生産システム科学部
- (2) 保健医療学部
- (3) 国際文化交流学部

2 前項各号に掲げる学部に置く学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
生産システム 科学部	生産システム 科学科	80人	320人
保健医療学部	看護学科	50人	200人
	臨床工学科	30人	120人
国際文化交流 学部	国際文化交流 学科	80人	320人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

サステイナブルシステム科学研究科

(2年の博士前期課程)

生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローカル文化学専攻

(3年の博士後期課程)

生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローカル文化学専攻

3 前項に掲げる専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
生産システム科学専攻	2年の博士前期課程	15人	30人
	3年の博士後期課程	2人	6人
ヘルスケアシステム科学専攻	2年の博士前期課程	3人	6人
	3年の博士後期課程	1人	3人
グローカル文化学専攻	2年の博士前期課程	3人	6人
	3年の博士後期課程	1人	3人

4 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第4条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 国際交流センター

- (3) 保健管理センター
 - (4) キャリアサポートセンター
 - (5) 地域連携推進センター
 - (6) 次世代考古学研究センター
 - (7) ヒューマンリソースコーディネーション機構
- 2 前項各号に掲げる附属施設等に、館長又はセンター長又は機構長を置く。
 - 3 館長又はセンター長又は機構長は、附属施設等に関する校務をつかさどる。
 - 4 第1項各号に掲げる附属施設等に関し必要な事項は、別に定める。
- (職員)
- 第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。
- 2 本学に、副学長を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 5 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。
 - 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (事務局)
- 第6条 本学に、事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (名誉教授)
- 第7条 本学において学長、教授、准教授、講師及び助教として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。
- 2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。
- (客員教員)
- 第8条 本学に、客員教員を置くことができる。
- 2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。
- (教授会)
- 第9条 学部に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学部の専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准教授その他の専任教員を加えることができる。
 - 3 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

2 前項第3号から第5号までの休業日は、学長が定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生は、第23条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第20条から第22条までの規定により入学する場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外

教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第17条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、本学所定の書類を学長に入学検定料を納めたことを証する書類を添えて出願しなければならない。

（入学者の選考）

第18条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続に関する書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学への編入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

（転入学）

第21条 学長は、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）に在学している者で本学への転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

（再入学）

第22条 学長は、本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

（編入学、転入学又は再入学した者の既修得単位数の取扱い等）

第23条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 教育課程等

(授業科目及び履修方法等)

第24条 本学が開設する授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、学生が修得すべき単位並びに授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げる基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目の単位の計算方法については、これに必要な学修等を考慮して学長が定める。

(履修科目の登録の上限)

第26条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする、ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協定に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合において準用する。
(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、教授会の議を経て、前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等又は外国の大学もしくは短期大学で履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第28条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）および前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 休学、転学、留学、退学等

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない学生は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 前2項の期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認める場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第14条に規定する在学年限及び第37条に規定する在学すべき年数に算入しない。

6 休学期間にその理由が消滅したときは、学生は、学長の許可を受けて復学することができる。

7 休学期間が満了したときは、学生は、復学するものとする。

(転学)

第32条 他の大学等へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならぬ。

(転学部及び転学科)

第33条 学長は、他の学部に転学部又は同一学部の他の学科に転学科しようとする者があるときは、欠員の状況等を勘案し、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第14条に規定する在学年限及び第37条に規定する在学すべき年数に算入することができる。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第14条に規定する在学年限を越える者
- (3) 第31条第4項の休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業及び学位

(卒業)

第37条 学長は、本学に4年（第20条から第22条までの規定により入学した学生又は第33条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあっては、それぞれ第23条又は第33条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の教育課程を修了した者に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第38条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 授業料等

(授業料等)

第41条 本学の入学検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生等

(研究生)

第42条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することができる。

(聴講生)

第44条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として受講を許可することができる。

(特別聴講学生)

第45条 学長は、他の大学等の学生で本学において授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受講を許可し、単位を設定することができる。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第47条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第48条 本学の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

- 2 受託研究及び共同研究に必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第49条 本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 学生寮

(学生寮)

第50条 本学に、学生寮を置く。

- 2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 雜則

(委任)

第51条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2 令和4年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2 令和5年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2 令和6年3月31日在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別に定める細則により、改訂科目の履修を以て従前の科目を履修したものとすることができる。

別表(第24条関係)

(1) 生産システム科学部生産システム科学科

科目区分	授業科目的名称	単位数	
		必修	選択
導入科目	キャリアデザイン・チーム論	1	
	アカデミック・スキルズ	1	
	基礎ゼミ	2	
	情報処理基礎	2	
	南加賀の歴史と文化	2	
	小計 (5科目)	8	0
(一般人間力)	哲学		2
	心理学		2
	人間の発達と心		2
	日本の伝統芸能		2
	人文地理学		2
	文化人類学		2
	医療と文化		2
	文章表現法		2
	言葉と文化		2
共通教育科目	小計 (9科目)	0	18
	日本産業史		2
	自然资源と環境問題		2
	経済学		2
	政治学		2
	社会学		2
	公共政策論		2
	社会福祉論		2
	日本国憲法		2
(一般科学力)	小計 (8科目)	0	16
	データ科学と社会		2
	情報処理応用 A		2
	情報処理応用 B		2
	クリティカルシンキング		2
	統計学		2
	現代科学技術論		2
(健康一般と体力)	小計 (6科目)	0	12
	健康と体の科学		2
	スポーツ演習 (バレーボール)		1
	スポーツ演習 (硬式テニス)		1
	スポーツ演習 (フットサル)		1
	スポーツ演習 (卓球)		1
	スポーツ演習 (バドミントン)		1
	小計 (6科目)	0	7

科目区分		授業科目的名称	単位数	
			必修	選択
英語科目	英語 I a 英語 I b 英語 II a 英語 II b 英語 III 英会話 I 英会話 II 実用英語 A 実用英語 B 小計 (9科目)	2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		8	10	
	中国語 I 中国語 II 韓国語 I 韓国語 II フランス語 I フランス語 II ドイツ語 I ドイツ語 II ロシア語 I ロシア語 II スペイン語 I スペイン語 II 小計 (12科目)	2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		0	24	
専門基礎科目	基礎数学A 基礎数学B 応用物理学 工業力学 プログラミング I 材料力学及び演習 工業熱力学及び演習 流れ学及び演習 電気回路及び演習 振動工学及び演習 小計 (10科目)	2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		20	0	
専門科目	数値解析 技術英語 I 技術者倫理 機械設計製図 I 機械要素設計 生産加工学 技術英語 II 機械工作実習 機械電気工学実験 I 電気制御工学 生産技術 課題探求プロジェクト 技術英語 III 機械電気工学実験 II	2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		2		
		1		
		1		
		2		
		2		
		1		
		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
専門共通科目	学外技術体験実習A		1
	学外技術体験実習B		2
	課題研究ゼミナール	2	
	卒業研究	8	
	小計（18科目）	34	3
専門科目	応用数学		2
	工業数学A		2
	工業数学B		2
	化学入門		2
	統計・確率論		2
	エレクトロニクス概論		2
	プログラミングII		2
	機械加工学		2
	機械材料学		2
	エネルギー資源と開発		2
	情報科学II		2
	応用電磁気学		2
	環境適合技術論		2
	電子回路		2
	情報科学I		2
	計算機科学		2
	機械設計製図II		2
	ロボット機構学		2
	資源有効利用学		2
	人工知能I		2
	電気機器工学		2
	人工知能II		2
	データマイニング		2
	地球環境と環境流体		2
	センサと通信		2
	インテリジェント生産システム		2
	小計（26科目）	0	52
合計（109科目）		70	142

(2) 保健医療学部看護学科

科目区分	授業科目的名称	単位数	
		必修	選択
導入科目	キャリアデザイン・チーム論	1	
	アカデミック・スキルズ	1	
	基礎ゼミ	2	
	情報処理基礎	2	
	南加賀の歴史と文化	2	
	小計（5科目）	8	0
（一般間力科目）	哲学		2
	心理学		2
	人間の発達と心		2
	日本の伝統芸能		2
	人文地理学		2
	文化人類学		2
	医療と文化		2
	文章表現法		2
	言葉と文化		2
共通教育科目	小計（9科目）	0	18
	日本産業史		2
	自然資源と環境問題		2
	経済学		2
	政治学		2
	社会学		2
	公共政策論		2
	社会福祉論		2
	日本国憲法		2
（一般学力科目）	小計（8科目）	0	16
	データ科学と社会		2
	情報処理応用A		2
	情報処理応用B		2
	クリティカルシンキング		2
	統計学		2
	教養としての物理		2
	教養としての数学		2
	現代科学技術論		2
（健一般と科目）	小計（8科目）	0	16
	健康と体の科学		2
	スポーツ演習（バレーボール）		1
	スポーツ演習（硬式テニス）		1
	スポーツ演習（フットサル）		1
	スポーツ演習（卓球）		1
	スポーツ演習（バドミントン）		1
	小計（6科目）	0	7

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
英語科目 共通教育科目	英語 I a	2	
	英語 I b	2	
	英語 II a	2	
	英語 II b	2	
	英語III		2
	英会話 I		2
	英会話 II		2
	実用英語A		2
	実用英語B		2
	小計 (9科目)	8	10
	中国語 I		2
	中国語 II		2
その他外国語科目	韓国語 I		2
	韓国語 II		2
	フランス語 I		2
	フランス語 II		2
	ドイツ語 I		2
	ドイツ語 II		2
	ロシア語 I		2
	ロシア語 II		2
	スペイン語 I		2
	スペイン語 II		2
	小計 (12科目)	0	24
専門基礎科目	解剖学	2	
	生理学	2	
	病理学	2	
	心の健康とストレスマネジメント論	1	
	感染免疫学	2	
	栄養・生化学	2	
	薬理学	2	
	小計 (7科目)	13	0
	公衆衛生学	1	
	疾病・治療論（老年）	1	
	疾病・治療論（急性疾患）	1	
	疾病・治療論（母子）	2	
専門科目	疾病・治療論（慢性疾患）	2	
	保健医療福祉法制度論	2	
	疫学・保健統計学	2	
	多様性と異文化理解		1
	小計 (8科目)	11	1
	看護学概論	2	
	基礎看護ケア提供論	2	
	地域・在宅看護学概論	1	
	市民健康支援実習	2	
	基礎看護演習 I (療養上の世話)	2	
	基礎看護演習 II (フィジカルアセスメント)	1	
	基礎看護演習 III (看護過程)	1	
	基礎看護演習 IV (診療の補助)	2	

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
理解するとは何か 看護と 精神を 学ぶ ステージ	基礎看護実習 I	1	
	基礎看護実習 II	2	
	医療倫理	1	
	精神保健看護学概論	1	
	精神保健看護ケア提供論	2	
	精神保健看護演習	1	
	精神保健看護実習 I	1	
	精神保健看護実習 II	1	
	小計 (16科目)	23	0
専門科目 看護ケア能力を育てるステージ	老年看護学概論	1	
	老年看護ケア提供論	1	
	老年看護演習 I	1	
	老年看護演習 II	1	
	老年看護実習 I	2	
	老年看護実習 II	1	
	成人看護学概論	1	
	成人看護ケア提供論	2	
	成人看護演習 I	2	
	成人看護演習 II	1	
	成人看護実習 I (急性期)	2	
	成人看護実習 II (慢性・回復期)	2	
	母性看護学概論	1	
	母性看護ケア提供論	1	
	母性看護演習 I	1	
	母性看護演習 II	1	
	母性看護実習	2	
	小児看護学概論	1	
	小児看護ケア提供論	1	
	小児看護演習 I	1	
	小児看護演習 II	1	
	小児看護実習 I	1	
	小児看護実習 II	1	
	小計 (23科目)	29	0
地域・在宅看護 看護統合 公衆衛生 健康教育	地域・在宅看護ケア提供論	1	
	地域・在宅看護演習 I	1	
	地域・在宅看護演習 II	1	
	地域・在宅看護実習	2	
	看護統合実習	3	
	公衆衛生看護学概論	1	
	健康教育論	1	

科目区分	授業科目的名称	単位数	
		必修	選択
専門科目 看護ケア能力を拡げるストレージ	公衆衛生看護方法論 I (対象別)		2
	公衆衛生看護方法論 II (公衆衛生看護技術)		2
	公衆衛生看護方法論 III (学校・産業・災害)		2
	公衆衛生看護方法論 IV (地域看護診断)		1
	公衆衛生看護方法論 V (健康診査・家庭訪問・健康教育)		2
	公衆衛生看護管理論		1
	疫学・保健統計学演習		2
	保健医療福祉行政論		1
	公衆衛生看護実習		5
	小計 (16科目)	10	18
看護の未来ーをジ共創するス	看護熟練の技	2	
	グローバル感染対策		1
	医療技術の科学的検証		1
	チーム医療概論		1
	リハビリと福祉技術		1
	看護と異文化理解		2
	研究方法論	2	
	卒業研究	4	
	小計 (8科目)	8	6
合計 (135科目)		110	116

(3) 保健医療学部臨床工学科

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
導入科目	キャリアデザイン・チーム論	1	
	アカデミック・スキルズ	1	
	基礎ゼミ	2	
	情報処理基礎	2	
	南加賀の歴史と文化	2	
	小計（5科目）	8	0
(一般人間力)	哲学		2
	心理学		2
	人間の発達と心		2
	日本の伝統芸能		2
	人文地理学		2
	文化人類学		2
	医療と文化		2
	文章表現法		2
	言葉と文化		2
共通教育科目	小計（9科目）	0	18
	日本産業史		2
	自然資源と環境問題		2
	経済学		2
	政治学		2
	社会学		2
	公共政策論		2
	社会福祉論		2
	日本国憲法		2
(一般科学力)	小計（8科目）	0	16
	データ科学と社会		2
	情報処理応用A		2
	情報処理応用B		2
	クリティカルシンキング		2
	統計学		2
	教養としての物理		2
	教養としての数学		2
	現代科学技術論		2
(健康一般と体力)	小計（8科目）	0	16
	健康と体の科学		2
	スポーツ演習（バレーボール）		1
	スポーツ演習（硬式テニス）		1
	スポーツ演習（フットサル）		1
	スポーツ演習（卓球）		1
	スポーツ演習（バドミントン）		1
小計（6科目）		0	7

科目区分		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
英語科目	共通教育科目	英語 I a	2	
		英語 I b	2	
		英語 II a	2	
		英語 II b	2	
		英語 III		2
		英会話 I		2
		英会話 II		2
		実用英語 A		2
		実用英語 B		2
	小計 (9科目)		8	10
その他外国語科目	共通教育科目	中国語 I		2
		中国語 II		2
		韓国語 I		2
		韓国語 II		2
		フランス語 I		2
		フランス語 II		2
		ドイツ語 I		2
		ドイツ語 II		2
		ロシア語 I		2
		ロシア語 II		2
		スペイン語 I		2
	スペイン語 II		0	24
専門基礎科目	医学的基礎	解剖学	2	
		解剖生理学実習	2	
		生理学	2	
		栄養・生化学	2	
		医療倫理		1
		チーム医療概論		1
		医療関係法規		1
		病理学		2
		薬理学		2
		公衆衛生学		1
		医学概論	1	
		感染免疫学		2
	小計 (12科目)		9	10
	理工学的基礎	応用数学	2	
		電気工学 I	2	
		電気工学 II	2	
		電気工学演習 I		1
		電気工学演習 II		1
		電気工学実習	2	
		電子工学 I	2	
		電子工学 II	2	
		電子工学演習 I		1
		電子工学演習 II		1
		電子工学実習		
		医用機械工学	2	1
	情報処理工学		2	

科目区分		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
専門基礎科目	理工学的基礎	プログラミング演習	1	
		システム工学	2	
		システム・情報処理実習	2	
		医用工学概論	2	
		小計 (17科目)	23	5
専門科目	医用生体工学	生体物性工学 I	2	
		生体物性工学 II		2
		医用材料工学		1
		計測工学	1	
		小計 (4科目)	3	3
	医用機器学	医用機器学概論	2	
		医用治療機器学 I	2	
		医用治療機器学 II		1
		生体計測装置学 I	2	
専門科目	生体機能代行技術学	生体計測装置学 II		1
		治療機器生体計測学実習	2	
		臨床支援技術学	1	
		臨床支援技術学実習		1
		小計 (8科目)	9	3
		呼吸機能代行装置学	2	
		呼吸機能代行装置学実習	2	
		循環機能代行装置学	2	
		循環機能代行装置学実習	2	
		代謝機能代行装置学	2	
専門科目	総合実践科目	代謝機能代行装置学実習	2	
		臨床医学A	2	
		臨床医学B	2	
		臨床医学C		2
		臨床医学D		2
		小計 (10科目)	16	4
		医用機器安全管理学	2	
		医用機器安全管理学実習	2	
		小計 (2科目)	4	0
		病態神経科学		1
専門科目	総合実践科目	リハビリと福祉技術		1
		臨床画像工学		1
		グローバル感染対策		1
		医療技術の科学的検証		1
		臨床実習	6	
		臨床実習事前事後演習	1	
		臨床工学特別演習		1
		卒業研究	4	
		小計 (9科目)	11	6
合計 (119科目)			91	122

(4) 国際文化交流学部国際文化交流学科

科目区分	授業科目的名称	単位数	
		必修	選択
導入科目	キャリアデザイン・チーム論	1	
	アカデミック・スキルズ	1	
	基礎ゼミ	2	
	情報処理基礎	2	
	南加賀の歴史と文化	2	
	小計（5科目）	8	0
（一般人間力）	哲学		2
	心理学		2
	人間の発達と心		2
	日本の伝統芸能		2
	人文地理学		2
	文化人類学		2
	医療と文化		2
	文章表現法		2
	言葉と文化		2
	小計（9科目）	0	18
共通教育科目	日本産業史		2
	自然資源と環境問題		2
	経済学		2
	政治学		2
	社会学		2
	公共政策論		2
	社会福祉論		2
	日本国憲法		2
	小計（8科目）	0	16
（一般科学力）	データ科学と社会		2
	情報処理応用A		2
	情報処理応用B		2
	クリティカルシンキング		2
	統計学		2
	教養としての物理		2
	教養としての数学		2
	現代科学技術論		2
	小計（8科目）	0	16
（健康一般と体力）	健康と体の科学		2
	スポーツ演習（バレーボール）		1
	スポーツ演習（硬式テニス）		1
	スポーツ演習（フットサル）		1
	スポーツ演習（卓球）		1
	スポーツ演習（バドミントン）		1
	小計（6科目）	0	7

科目区分		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
英語科目	英語科目	英語 I a	2	
		英語 I b	2	
		英語 II a	2	
		英語 II b	2	
		英語 III	2	
		実用英語 A		2
		実用英語 B		2
	その他外国語科目	小計 (7科目)	10	4
		中国語 I		2
		中国語 II		2
		韓国語 I		2
		韓国語 II		2
		フランス語 I		2
		フランス語 II		2
		ドイツ語 I		2
		ドイツ語 II		2
		ロシア語 I		2
		ロシア語 II		2
		スペイン語 I		2
		スペイン語 II		2
		小計 (12科目)	0	24
専門基礎科目	専門基礎科目	国際地域研究入門	2	
		世界遺産を学ぶ		2
		観光学概論		2
		地域政策概論		2
		グローバルヒストリー		2
		アジア社会論		2
		日本文化論		2
		言語学概論		2
		異文化コミュニケーション論	2	
		小計 (9科目)	4	14
専門科目	専門科目	English comprehension I a	2	
		English expression I	2	
		Tourism English I		2
		English comprehension I b		2
		English comprehension II		2
		English expression II a		2
		English expression II b		2
		Tourism English II		2
		English comprehension III		2
		English expression III		2
		English presentation A		2
		English presentation B		2
		小計 (12科目)	4	20

科目区分		授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
専門外國語科目	中国語科目	中国語 I a	2	
		中国語 I b	2	
		中国語 II a	2	
		中国語 II b	2	
		中国語 III a		2
		中国語 III b		2
		中国語 IV a		2
		中国語 IV b		2
		中国語理解 I		2
		中国語理解 II		2
		中国語表現法		2
		中国語会話		2
		ビジネス中国語		2
専門科目	観光・地域創生系科目群	小計 (13科目)	8	18
		観光の新たな展開		2
		観光産業概論		2
		地域イノベーション論		2
		観光社会学		2
		地域資源と観光		2
		観光マーケティング論		2
		インバウンド観光論		2
		ホスピタリティ論		2
		地域観光ビジネス論		2
		ユニバーサルツーリズム論		2
		環境と観光		2
		観光文化論		2
		多文化共生社会論		2
		地域文化政策論		2
専門科目	政治経済系科目群	地域ビジネス創造論		2
		社会調査法		2
		小計 (16科目)	0	32
		国際政治論		2
		国際貿易論		2
		中国語圏社会文化論		2
		アジア現代史概論		2
		東南アジア地域社会論		2
		国際開発論		2

科目区分	授業科目的名称	単位数	
		必修	選択
政治経済系科目群	資源エネルギー・環境論	2	
	新興国経済論	2	
	グローカル論	2	
	現代日本論	2	
	宗教社会論	2	
	メディア社会論	2	
	日本社会論	2	
	小計 (16科目)	0	32
専門科目	英語圏言語文化論	2	
	中国言語文化論	2	
	英語圏表象文化論	2	
	英語研究A	2	
	英語研究B	2	
	中国語研究A	2	
	中国語研究B	2	
	社会言語学	2	
	日本語の歴史	2	
	語用論	2	
	日英対照言語表現論	2	
	比較文学論	2	
	日本古典読解	2	
	異文化間心理学	2	
	小計 (14科目)	0	28
学外実践科目	インターンシップ I	2	
	インターンシップ II	2	
	学外PBL研修	2	
	異文化体験実習	4	
	海外語学研修	4	
	地域実習	2	
	海外修得科目(言語系) A	2	
	海外修得科目(言語系) B	2	
	海外修得科目(社会・文化系) A	2	
	海外修得科目(社会・文化系) B	2	
演習科目	小計 (10科目)	0	24
	演習 A	2	
	演習 B	2	
	卒業研究	8	
小計 (3科目)		12	0
合計 (148科目)		46	253